

平成26年度

水 質 検 査 計 画



水 質 検 査 計 画 に つ い て

建設整備課では、水道水の安全性を保証するために水質検査を行っておりますが、水質検査の適正な実施及び需要者への適切な情報提供のため水質検査計画を定めました。これは、今後の水質検査の内容を計画として定め、またその結果を適切に評価公表しようとするものであり、水道事業の透明性の確保を目的とします。

今後とも、建設整備課においては水道水がより安全でより良質であるよう、鋭意努力して参りたいと思っております。

鶴 田 町 建 設 整 備 課

1. 基本方針

(1) 検査地点

鶴田町大字妙堂崎字杉元75 水元中央小学校

(ただし、毎日検査する項目については浄水場及び妙堂崎・瀬良沢で行います。)

(2) 検査項目

水道法施行規則の水質基準項目とします。(4, 5ページ参照)

(3) 検査頻度

- ① 毎日行う検査と毎月一回(毎月第2水曜日)行う検査の2種類があります。
- ② 毎月一回行う検査では、5月に32項目、8月・11月・2月に23項目、その他の月に9項目を検査します。また、8月・9月・10月はカビ臭原因物質である藻類が発生する可能性のある時期なので、ジェオスミンと2-メチルイソボネオールの2項目を追加します。
- ③ 過去3年のデータが基準値の1/10以下で、且つ周囲の環境から値の上昇がないと思われる項目については、3年に1回の検査でよいことになっています。当町では25項目が該当しますが、今年度は9項目を検査し、残り16項目は今後2年間で検査することとします。

(4) 計画期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日とします。

2. 臨時の水質検査

次ぎのような状況になり、水質基準に適合しないおそれがある場合、臨時の水質検査を行います。

- ① 水源水質の著しい悪化や、水源に異常があった場合。
- ② 配水管などの水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合。
- ③ その他特に必要があると認められた場合。

3. 水質検査方法

月一回の検査は、社団法人青森県薬剤師会衛生検査センターに委託しており、検査する項目については毎日検査を除いた項目で、検査頻度については1.基本方針の(3)のとおりです。試料の採取については建設整備課の職員が行い、当日中に受託者が車両により検査施設に運搬します。臨時検査については、その都度対応することを確認しており、検査の実施状況については、年1回委託先の検査施設を訪問して確認します。また毎日

検査項目については、建設整備課の職員及び委託者が実施します。

4. 検査結果の公表

水質検査計画は毎年作成し、インターネット上のホームページで公表します。ホームページではより詳しい検査内容も閲覧できるほか、検査結果が確定すれば、8月・11月・3月の年3回公表していきます。

これらの事項について町民の方からご意見があれば定期的に検討を行い、より安全で安心できる水道を目指します。

(ホームページURL <http://www.net.pref.aomori.jp/tsuruta/>)

5. 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

検査結果の評価は検査ごとに行い、各検査項目の検出濃度の最大値や平均値を水質基準値と比較し、翌年度の水質検査計画における検査項目や検査頻度に反映させます。

また、町民の方からのご意見を今後の水質検査計画の見直しに反映させます。

6. 水質検査の精度と信頼性の保障

水質検査の測定値の信頼性を確保するため、委託検査項目について、正確かつ精度の高い検査に留意しています。原則として水質基準値の1/10の定量下限値を確保しています。

7. 関係機関との連携

水源から給水栓まで、水質汚染事故等がおきた場合は、厚生労働省や青森県などの関係機関と情報交換するとともに連携して迅速に対策を講じます。

8. 水源の状況並びに浄水の水質状況

(1) 水源の状況

鶴田町では、浅瀬石川ダムから取水し、津軽広域水道企業団総合浄水場で浄化処理した水を受水しております。浅瀬石川ダムの貯留水は、完成以来良い状態に保たれていましたが、平成24年9月下旬から原水の2-メチルイソボルネオール濃度が急激に上昇し、既存設備での粉末活性炭処理では除去しきれず、水質基準を超過する異臭味問題が生じました。

浅瀬石川ダム流域には自然的、人為的負荷源が存在していることから、ダム湖流入河川、ダム湖内や原水の水質については監視を強化し、

関係機関と連携し即座に対応できる体制を整えて参ります。

(2) 浄水の水質状況

鶴田町が行う検査の他に津軽広域水道企業団でも浄水の水質検査をしています。

① 検査地点

企業団総合浄水場原水、浄水場出口、鶴田町受水池前の合計3地点です。

② 検査方法

企業団で大部分の検査は独自に行いますが、一部は20条検査機関に委託しています。

③ 検査頻度

毎月原水及び浄水は月2回、鶴田町受水池前は月1回、その他水質の状況に応じて、臨時的に実施しております。検査項目は水質基準項目51、水質管理目標設定項目26のうち24項目、自主検査項目18を実施しています。

水質基準項目(法定検査)

番号	定期検査項目	省略の可否	基準値 (mg/L)	H26年度検査項目	H25年度	過去3年間の最大値	検査の基本の回数	検査実施回数	設定理由		
基1	一般細菌	不可	100個以下	○	0	0	1回/月	1回/月	省略不可項目		
基2	大腸菌	不可	不検出	○	不検出	不検出					
基3	カドミウム及びその化合物		0.003以下	○	-	<0.0003	1回/3年	1回/3年	安全確認のため		
基4	水銀及びその化合物		0.0005以下	○	-	<0.00005					
基5	セレン及びその化合物		0.010以下	○	-	0.001					
基6	ヒ酸及びその化合物		0.01以下	○	-	0.001					
基7	鉛及びその化合物		0.01以下	○	-	0.001					
基8	六価クロム化合物		0.05以下	○	-	<0.005					
基9	亜硝酸態窒素	不可	0.04以下	○	-	-					
基10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	不可	0.01以下	○	0.001	<0.001				1回/3月	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	不可	10以下	○	0.37	0.37			1回/3月	1回/3年	安全確認のため
基12	フッ素及びその化合物		0.8以下	○	-	<0.08					
基13	ホウ素及びその化合物		1.0以下		0.05	0.05					
基14	四塩化炭素		0.002以下		-	<0.0002					
基15	1,4-ジオキサン		0.005以下		0.005	<0.005					
基16	シス-1,2-クロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04以下		-	<0.004					
基17	ジクロロメタン		0.01以下		-	0.002					
基18	テトラクロロエチレン		0.03以下		-	<0.001					
基19	トリクロロエチレン		0.01以下		-	<0.001					
基20	ベンゼン		0.01以下		-	<0.001					
基21	塩素酸	不可	0.6以下	○	0.08	0.08	1回/3月	1回/3年	省略不可項目		
基22	クロロ酢酸	不可	0.01以下	○	0.002	0.002					
基23	クロロホルム	不可	0.06以下	○	0.01	0.01					
基24	ジクロロ酢酸	不可	0.04以下	○	0.004	0.004					
基25	ジブromクロロメタン	不可	0.1以下	○	0.005	0.005					
基26	臭素酸	不可	0.01以下	○	0.001	<0.001					
基27	総トリハロメタン	不可	0.1以下	○	0.025	0.025					
基28	トリクロロ酢酸	不可	0.2以下	○	0.01	0.01					
基29	ブromジクロロメタン	不可	0.03以下	○	0.01	0.01					
基30	ブromホルム	不可	0.09以下	○	0.001	0.002					
基31	ホルムアルデヒド	不可	0.08以下	○	0.008	<0.008					
基32	亜鉛及びその化合物		1.0以下		0.006	<0.005				1回/3年	水道水の性状確認のため

基33	アルミニウム及びその化合物		0.2 以下		0.01	0.01			
基34	鉄及びその化合物		0.3 以下		0.03	<0.03			
基35	銅及びその化合物		2.0 以下		0.01	<0.01			
基36	ナトリウム及びその化合物		200 以下		10	10			
基37	マンガン及びその化合物		0.05 以下		0.005	<0.005			
基38	塩化物イオン	不可	200 以下	○	16.1	18.3	1回/月	1回/月	水道水の性状確認のため
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		300 以下		13.7	13.7	1回/3月	1回/3年	水道水の性状確認のため
基40	蒸発残留物		500 以下	○	-	57			
基41	陰イオン界面活性剤		0.2 以下		0.02	<0.02			
基42	ジェオスミン		0.00001 以下	○	0.000001	0.000001	原因藻類発	※	藻類発生のおそれがあるため
基43	2-メチルイノボルネオール		0.00001 以下	○	0.000001	0.000001	生時に月1 回以上		
基44	非イオン界面活性剤		0.02 以下	○	-	<0.005	1回/3月	1回/3年	水道水の性状確認のため
基45	フェノール類		0.005 以下		0.0005	<0.0005			
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	5	○	0.6	0.7	1回/月	1回/月	省略不可項目
基47	pH値	不可	5.8~8.6	○	7.4	7.6			
基48	味	不可	異常でない	○	異常でない	異常でない			
基49	臭気	不可	異常でない	○	異常でない	異常でない			
基50	色度	不可	5 以下	○	0.5	<0.5			
基51	濁度	不可	2 以下	○	0.07	<0.1			
毎1	色	不可	異常でない	○	異常でない	異常でない	1回/日		省略不可項目
毎2	濁り	不可	異常でない	○	異常でない	異常でない			
毎3	消毒の残留効果	不可	異常でない	○	異常でない	異常でない			

※は原因藻類発生時期に月に1回以上

(臭気物質の検査は8月~10月に実施)

は省略不可項目

毎1. 2. 3は目視等により検査を行います。